

## 中小企業者の皆様へ

## 向日市中小企業振興融資制度（マル向）のご案内

この制度は、中小企業者の方に、事業資金を低利で融資し、経営の安定と健全な発展を図ることを目的とした制度です。

また、利用者の負担を軽減するため、信用保証料と支払利子の一部について、補給を行っています。

## 制度の概要（詳細は裏面参照）

融 資 額	運転資金 800万円 設備資金 1,000万円
融 資 期 間	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
利 率	1.2% ※支払利子額を一部補給あり
融 資 対 象 者	向日市内に継続して1年以上住所（法人にあっては本店または支店）を有し、引き続き1年以上事業を営むことが確実と認められる中小企業者で、所定の要件を満たす方
連 帯 保 証 人	原則として、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要。
信 用 保 証 料	保証協会に支払う信用保証料が1/2になります。 ※残り1/2は向日市が負担します。

## 相談・申込みは、取扱金融機関窓口へ

## 取扱金融機関窓口

京都銀行 向日町支店・東向日町支店

京都信用金庫 桂川支店・東向日支店

京都中央信用金庫 東向日支店

向日市環境産業部産業振興課

TEL 075-874-2419

FAX 075-922-6587

HP <http://www.city.muko.kyoto.jp>

# 向日市中小企業振興融資制度（マル向）について

## 1 融資の対象

融資申込日現在において、向日市内に継続して1年以上住所（法人にあっては本店または支店）を有し、以後も引き続き1年以上事業を営むことが確実と認められる中小企業者で、次の要件を満たしている方が対象となります。

※個人事業主…住民登録が向日市でされて1年以上

※法人…本店または支店登記が向日市でされて1年以上

- (1) 市税を完納されている方
- (2) 借入金の返済能力を有していると認められる方
- (3) 京都信用保証協会の保証対象業種であること

## 2 資金使途

事業に必要な「**運転資金**」 または 「**設備資金**」

※注意※ **同時に利用することは出来ません。**

## 3 融資の条件

### (1) 融資金額 及び 融資期間

「**運転資金**」・・・ 8,000,000円（5年以内）

「**設備資金**」・・・ 10,000,000円（7年以内）

### (2) 融資利率

融 資 利 率	金融機関利率	市利子補給	借入者利率
運転資金（5年）	1.2%	0.9%（※1）	0.3%（※1）
設備資金（7年）	1.2%	0.9%（※1）	0.3%（※1）

※1 令和3年4月1日から**令和9年3月31日**までに申込を行い、借り入れされた場合、市利子補給は1.2%（補給期間は36か月）となります。

※2 **令和8年4月1日**現在の利率は上記のとおりですが、経済情勢により変動することがあります。

※3 **利子補給は、上半期分を10月に、下半期分を翌4月に、それぞれお支払いします。**

※4 融資決定後、「融資の対象」として認められない事由が判明または生じた場合、利子補給は支払われません。  
また、すでに支払われている利子補給金を返還していただく場合もありますのでご了承ください。

### (3) 利子補給期間

「**運転資金**」、「**設備資金**」・・・ 36か月（3年）

### (4) 保証料補給（別途申請が必要）

借入者が京都信用保証協会に支払う保証料の1/2（小数点以下切捨て）に相当する額を市から補給します。  
※繰上げ償還された場合、京都信用保証協会から返還される保証額のうち、補給率分にあたる1/2に相当する額を市に対し、返還していただきます。

### (5) 返済方法

元金均等月賦返済で、必要に応じて6か月以内の据置が認められます。

※据置が行われた場合でも、利子補給期間は変わりません。

### (6) 保証人 及び 担保

原則として、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要。ただし、必要に応じて担保を徴収します。

## 4 取扱金融機関（申込受付窓口）

○京都銀行 向日町支店・東向日町支店 ○京都信用金庫 桂川支店・東向日支店 ○京都中央信用金庫 東向日支店